

高度情報化社会における「自由」と「秩序」

「情報化」という言葉にまつわる、そもそもからのあいまいさ(1)は別としても、この領域における事態の進展の速さには、驚くほかはない。それはさまざまな方面で問題を投げかけているが、はたしてそれは、変動期につきものの混乱にとどまるものだろうか、それとも「パンドラの匣」を開けてしまったがゆえのものなのだろうか。この問いに対する答えをにわかに見出すことは難しい。しかしながら、そうした事態の進展の底にあるものを透視すれば、主権国家の中で自己完結的に構築されてきた、電気通信の法的な規律枠組の一貫性が問われていること、さらにいえば、そうした自己完結的な枠組に正統性を賦与してきた国家という存在の「ゆらぎ」とともに、「強い個人」(樋口陽一)がついに国家並みの実力を備えるに至った現代という時代に思いを致さざるをえない。それに関していえば、今年前半の論壇で最も話題を呼んだ論稿の一つである、坂本義和「相対化の時代」(2)では、各種の理念・イデオロギーの「相対化」と並んで、個人が国際秩序の中に一個のプレーヤーとして登場した結果、主権国家そのものが「相対化」されるに至った局面を指摘しているが、そうした市民にとっての有力な武器の一つにインターネットがあることは明瞭である。

本報告では、「インターネット」をキー・ワードとする、高度情報化社会の現段階の諸相を指摘し、それがもつ憲法的な意味について論ずることとする。

1. 自己完結的な規律体系と「ゆらぎ」

人間の五感によって発信され、同じく五感によって直接受信されるコミュニケーションの場合(たとえば、屋外での集会、デモ等々)、その自由は、徹頭徹尾、国家が干渉しないことによって達成されるべきものであった。それに対して、コミュニケーションの媒体として無線電気通信を利用する場合、そこには不可避的に何らかの「交通整理」を必要とする。すなわち、混信や干渉といった物理現象を避けようとする、電磁波の物理的な特性からして、時間、場所、周波数のいずれかの要素(または、その組み合わせ)に基づいて、特定の一人にその使用を占有させないかぎり、コミュニケーションそのものが不可能に陥る。有線電気通信の場合、その要請は比較的小さいが、それにしても、利用可能な通信資源は、社会的・経済的に有限であるから、ここでもまた何らかの「交通整理」が必要とされる。

もちろん、これら「交通整理」の基礎には、表現の自由、学問の自由(とくに教授の自由)、知る権利、プライバシー権といった一群の精神的自由権があり、その自由の中には、媒体を選択する自由も含まれると解されるから、このような条件整備が先行して、しかるのちに自由が展開されると理解されるべきではない。それは、放送のように、特定の周波数帯域を独占的に少数の事業者が利用して一方向のコミュニケーションを行い、それゆえに巨大な経済的利益を享受している場合においても基本的には同様である。

それゆえ、これまでコミュニケーションの媒体たるメディア、とくに、マス・コミュニケーションの媒体たるマス・メディアをめぐる法的な規律についていえば、それなりに自己完結的な規律体系が形成されてきた。それは、まず、印刷メディアと電気通信メディアを分かち、前者については、一般的な刑事法的・民事法的な規律(たとえば、治安、公序良俗、名誉毀損等)と、それが事業として展開されることに着目した、経営面からする規制(たとえば、訪問販売法、新聞保全法(米)等(3))以外に、その内容に対する法的な規制は、少なくとも現代日本には存在しないのに対して、後者については、電気通信の特性に応じた各種の規制が行われてきた。ことに、「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」(放送法2条)であるところの「放送」に関しては、電話を典型とする1対1の電気通信によるコミュニケーションである「通信」と比較して、特段の規律が行われるのが常であった。すなわち、「通信」に関しては、憲法 21 条2項後段に規定する「通信の

秘密」の確保に対応した各種の規定がおかれるにすぎない(たとえば、有線電気通信法9条(有線電気通信の秘密の保護)、電気通信事業法3条(検閲の禁止)、電波法 109 条(無線通信の秘密の漏洩・窃用)等)のに対し、「放送」に関しては、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」(放送法3条の2 1項4号)あるいは、アメリカにおける「公正の原則」がそれであった(4)。

もともと、こうした自己完結的な規律体系は、すでに 1980 年代半ば頃から「ゆらぎ」を見せ始めていた。その一つが、いわゆる「放送-通信の融合化」現象である。たとえば、電話回線を介して提供されるサービスであるテレテキストと、テレビ放送の電波の「隙間」を利用して文字メッセージを流すビデオテックスは、前者が「通信」に、後者が「放送」のカテゴリーに属することは明瞭であるが、それがディスプレイ上に表示されると、両者は外形的にきわめて近似することになる。また、「放送」のカテゴリーに属することは明瞭であるが、ケーブル・テレビジョンの場合、それが「有線」であることから(東急ケーブル・テレビジョン等で実験が開始された、インターネット・プロバイダ事業は度外視するとしても)、従来の典型的な放送とはやや違った趣で受け止められることであろう。さらに、いわゆるスカイポート・センター問題(5)で表面化し、委託放送事業制度の導入で「決着」を見た、「通信」衛星を利用した「放送」サービスの場合、その境界線はきわめて不分明である。

もう一つは、これまで電気通信事業や放送事業は、国境の内側で、すなわち国家の枠組を大前提として行われてきたが、赤道上に位置する静止衛星が発射する電波は国境とはおおかまいなく、物理法則にしたがって地上に到達する。当初、その電波はきわめて微弱であり、大がかりな地上設備を必要としたが、現在その受信設備は、掌に乗るサイズにまで小型化している。

こうしたテクノロジーの進展は、たしかに法制度のありようにも影響を与えずにはおこななかった。すなわち、前者に関していえば、「典型的な放送概念とそれに対する現行の制度的対応を一方の端に観念し、その両端を結んだ線分上において、広義の放送概念に含まれる諸メディアを配置分類し、各メディアの特性に応じ、高度な規律を課すべきメディアと緩やかな規律を課すべきメディアをきめ細かく整理することが新たな行政課題となっている」と述べる 1987 年の放送政策懇談会報告書(6)がそれであったし、後者に関していえば、1982 年に国連が採択した DBS(Direct Broadcasting Satellite)原則 1982 (国際衛星放送の実施においては、発信国は受信国の事前の同意を求めるべきこと。情報主権や national integrity を理由として、西側先進資本主義国による「情報支配」に対抗すべきことを唱えていた発展途上国の主張に、ソ連・東欧諸国が賛成に回って成立(7))がそれであった。

ただし、こうした「修正」には2つの特徴を指摘することができる。その第一は、これら修正は、情報に対する個人の、とりわけメディアから疎外された個人の権利を内実化するものではなく、むしろこれまでに認められていた情報発信の自由さえ制約しかねないものであることであった。たとえば、上述の懇談会報告書においても、「放送」について、なぜ「通信」を上回る規律が必要か、その根拠については、かなりの疑問が提示されていた。すなわち、テクノロジーの発達は電波の利用効率の向上をもたらし、必然的に混信・干渉を少なくする方向に向かうから、利用可能な電波資源の有限稀少性は低下する。しかも、ケーブル・テレビジョンともなれば、従来、「放送」に対する特別扱いの根拠とされてきた、「混信・干渉」はありえない。にもかかわらず、その後の立法は、そうした事実をふまえたものではなく、無前提に放送法の規定を準用(有線テレビジョン放送法 17 条2項)したり、従来の「放送」において、事業そのもの、ないし放送内容そのものへの介入として避けられてきたはずの「事業免許制」類似の認定制度や、当該認定の効力停止に関する規定が新設されたりした(8)。

こうした重大な特徴をもつものではあったが、この段階における変動は、なおも主権国家の枠組の内部で行われるものであった。それが二つめの特徴であるが、それら「ゆらぎ」がそうした特徴をもつかぎり、「ゆら

ぎ」にとどまるものしかなかったことは事実であった。

2. インターネットというkey device——情報化のpositive process

こうした状況に対する大変動は、むしろ「外から」やってきた。いうまでもなく、それは「インターネット」というキー・ワードである。

もともと、インターネットは核戦争における通信の脆弱性を克服するため、アメリカ軍の委託研究からスタートした、という過去をもっている。もともと、その当初は、軍からの委託研究という性格を徐々に薄めた反面、それを引き継いだのが全米科学財団（NSF:National Science Foundation）を中心とした大学・学術研究機関であったことから、アカデミックな色彩の強いネットワークであった。しかも、当時の計算機の能力からして、文字・数字といったデータ体系の伝送・処理が中心であって、計算機資源の共有や電子メールを中心とする利用形態が主流を占めていた。しかし、徐々に相互接続の範囲を拡大した結果、今日見るような、世界を覆う単一の巨大なネットワークの特徴を備えるに至ったこと、これまで厳しく禁じられてきた商業利用が解禁されたこと、そして、90年代に入って、CERN（ヨーロッパ原子核研究機関）で開発されたWWW（ワールド・ワイド・ウェブ）がNSCA（National Center for Supercomputing Application）の手によって改良され、それを閲覧するソフトウェアであるMosaicが普及して、画像・音声といった感性的なデータの取り扱いも容易になってきたことが、一気にインターネット利用の爆発につながった。

このシステムの特徴は、大きく2つに分けることができる。第一に、ネットワークへの参加者は、基本的に対等なことである。つまり、ネットワークへの接続さえできれば、その関心と能力によって、みずから情報発信者になることも自由なら、発信者による差もない。二つめの特徴は、地球を覆う唯一のネットワークという性質上、国境を越えてメッセージを伝達することも容易な点である。

周知のとおり、現代の情報環境、とくにマス・コミュニケーションの構造にまつわる最大の問題が、「送り手」と「受け手」の分離と固定化である。すなわち、「送り手」たるか「受け手」たるかは、その人の意思のみが決すべきものであるにもかかわらず、現実にはその人の所属する社会階層に対応して固定化され、圧倒的多数の市民は「送り手」たることから疎外されている。なるほど、生活者として行動する範囲内におけるコミュニケーションでは、本来の自由はたしかにあるが、その到達する範囲はマス・メディアと比較すれば極端に狭い。しかも、マス・コミュニケーションの内実は、「送り手」たるマス・メディアから「受け手」たる一般市民への滔々たる情報の流れであって、コミュニケーションなる言葉が含意しているはずの「双方向性」は確保されていない。ところが、インターネットの普及は、誰もが情報環境への双方向的なアクセスを可能とするための具体的な道具が、かなり現実的な可能性をもって提供されたということを意味する。電波や電気通信回線の利用効率がいかに向上したとしても、デジタル・多チャンネル型の衛星放送やCATVで確保されるのは「受け手」のニーズだけであって、自分のメッセージを世界に向かって発信するチャンスを確保しているわけではないし、それら「送り手」に対して異議申し立てをする自由が保障されているわけではまったくない。ところが、インターネットは、メッセージ作成に必要な機器と通信回線さえあれば、ただちにそれを実現可能なのである。この点が、表現の自由という憲法上の価値実現にとって重要なのであり、少なくとも今のところ、これを上回る道具は存在しない。まさにここにこそインターネットならではの効用が見出されるのである。

これほどの画期的な特徴を備えたメディアであれば、人々の広範な関心を引きつけるのはむしろ当然であろう。しかも、利用者がふえればふえるほど、ビジネス・チャンスは拡大する。そのようなところから、さまざまな問題状況も新たに展開することになる。それらはきわめて多岐にわたるが、さしあたり以下の二点についてのみ指摘しておく。

上述したように、分散型通信システムを構築するのが目的であったのだから、インターネット全体を指揮命令するセンターの存在は構想されていなかった。したがって、そこは非常に開放的で平等な関係が支配し、それゆえ、きわめて自治的・自律的性格の強いルールが妥当していた。ところが、そうした性格は、大学・学術研究機関に籍を置く人々を中心とする、比較的均質で、どちらかといえばクローズドな社会に根をもつがゆえに成立し得た、という皮肉な部分をもっている。それが、今日のように一挙に社会に普及すると、その前提がいささか怪しくなってくるのである。また、これほどまでに世界を覆うような状況ともなると、むしろ既存の・抜差ならぬ対立関係がネットワークに持ち込まれる危険性も小さくはない。たとえば、わいせつな情報、差別的言論、あるいは特定の政治思想をめぐる対立や規制をめぐる動きがそれである。また、各種の最新テクノロジーが犯罪目的に利用される可能性も否定し去ることは難しく、それが各種法規制のかっこうの糸口を提供することにもなる。

第二に、これだけの人々の関心を引きつけるだけに、新たなビジネス・チャンスを目指して、次々に各種のサービスが開発され、それはもはや「放送」―「通信」の枠組ではどうもい律しきれないばかりか、法体系がまったく予想していなかった状況さえ発生する。前者についていえば、たとえば、インターネットを利用した音声・画像の伝送は、俗に「インターネット・ラジオ」とか「インターネット・テレビ」などと呼ばれるが、もはやこれは技術的な基礎からしても、利用関係からしても、「放送」―「通信」の枠組に収めることは不可能である。後者についていえば、ホームページを通じて「わいせつ」画像を発信したとき、はたして、わいせつ「物」に相当するのは何か、そのホームページにリンクを貼ったホームページが存在するとき、後者のホームページの管理者は何かの犯罪に問われるのか、といった、現行刑法の枠組ではどうも処理しきれそうもない問題や、インターネットを使った本人認証あるいは電子商取引といった、さらに複雑な問題を続発させることになる。

3. 問題状況の方向性

こうした状況は現在進行中であって、その赴くところを正確に認識することさえ容易ではない。しかし、それらが示しているいくつかの特徴からその方向性のある程度析出することは可能である。

その第一は、利用者の拡大がもたらす問題性である。開放的で自律的・自治的なネットワークという特質が、実は、比較的クローズドで均質なアカデミシアンを中心とする世界に基盤を持つがゆえに実現されたことは、さきにも少し述べた。そこでは、性善説がコミュニティの哲学であり、「信義誠実の原則」が支配する世界であった。それゆえ、不正アクセスや、他人が本人になりすましてコンピューター資源を利用することを防止するためのセキュリティなど、それほど重要視されてこなかった、というのが実際のところである。しかし、これが一般の社会に開放されると、すべての人に性善説に基づく行動を期待するわけにはいなくなる。実際、すでに名誉毀損、プライバシー侵害といった被害・苦情は無視できない社会問題と化しているし、それらに対する技術的な措置は現実には非常に難しいとされている。しかも、厄介なことにそうした措置は、常に「矛と盾」の関係を免れないし、あらゆる被害を想定して万全の対策を取ろうとすると、今度はネットワークに横溢する自由の雰囲気や損なうことが懸念されるし、それが国境をもたないネットワーク上の話となると、各国の間の協調を図ることさえ困難をきわめる(たとえば、ネオナチや反ユダヤ主義等を宣伝するメッセージを掲げたホームページが、国から国へわたり歩いて活動を続けていることに対し、有効な手だてが見出し難い現状を想起されたい)。まさに、進退両難の局面に陥っているのが現状である。

第二に、商業化の拡大が爆発的に進展していることである。おそらく、このことを象徴するのが、インターネットの現状を推進する起爆剤となった Mosaic を開発した NSCA が、1997 年 3 月をもって、WWWブラウザの開発から撤退する、という「事件」であろう。すなわち、1985 年に ARPA (国防総省高等研究計画局)

や NSF の資金を得て、イリノイ大学に設置された組織である NSCA が、もともと学術目的で開発された WWW を大衆化することに一役も二役も買った。それが、ついに今年、マイクロソフトとネットスケープ・コミュニケーションズとの間の激しい開発競争の影でひっそりと役割を終えた。前者が Mosaic のパテントを買収して開発を進め、後者が NSCA のスピン・アウトによって設立されたのは、まことに象徴的なできごとといわざるをえない。

ARPA の影響力を脱し、NSF の下で研究を進展させていた頃のインターネットを特徴づけるものとして「非軍事・非商用」というフレーズがあったが、それを超えて、折りからの 70 年代の時代風潮はそこにむしろ「反商用」の色彩さえ付け加えていた(9)。しかし、今日、インターネットは巨大なビジネス・チャンスの源泉であり、そこでは通信インフラをめぐる国境を超える巨大合併や業界再編が進行中である。また、そこで流通されるべきコンテンツをめぐる（映像、音楽、コンピューター等を含む幅広い意味の）ソフトウェア産業の育成や合従連衡が目まぐるしいばかりの動きを示している。こうした動きの影で無視できないのは、とくに著作権論の動向であろう。複製しても品質が劣化せず、加工がきわめて容易という特色をもつデジタル・データの扱いについては、議論が絶えないところであるが、精神的自由論にとって懸念されるのは、そうした巨大メディア産業が著作権のありようを左右し、ひいては人間の精神的な営為を排他的に支配する「権利」を手中に収めることである。そこでは、精神的自由権に対する国家による直接の支配・抑圧にかえて、経済権力による表現内容の支配（このかぎりでは私人相互間の関係であるから、憲法問題となりえない）を国家が放任ないし正当化することによって、ふたたび圧倒的多数の市民が「受け手」の立場に追い込まれ、メディアから疎外されることが懸念される。そのような場合、社会における異端者・少数者の意見は、実にスマートな形で抑圧されることは明白である。

第三に、そうした商業化の趨勢は、複雑な形で主権国家との間の対立を尖鋭化させる兆しを見せている。「下品」で「明らかに不快」な表現をメディアから取り締まることを目的とした、アメリカ通信品位法（CDA: Communication Decency Act）に対しては、1997 年 6 月、連邦最高裁判所によって違憲判決が下された(10)。注目すべきは、その原告の雑多な構成である。すなわち、伝統的な公民権運動団体でもある ACLU (American Civil Liberty Union) や、「あらゆる形態の検閲に、読者とともに闘う」ことを宣言する ALA (American Library Association) がその一員であることは当然として、そこには、パーソナル・コンピューターのオペレーティング・システムの分野において、ほぼ独占的な地位を占めるマイクロソフトをはじめ、情報産業のかなりのものが名を連ねているのである。

このような現象は、いわゆる暗号ソフトウェアをめぐる問題において、さらに尖鋭な形で表面化する(10)。ここでは、将来の電子商取引をにらんでビジネス・チャンスを逃したくない経済界の利害と、通信の秘密を確保することを至上命題とする市民団体と、治安・国防といった観点からコミュニケーションの監視活動を求める国家との間の三者の対立の構図が表面化している。

今のところ、巨大企業と市民団体の間には、CDA 違憲訴訟に典型的に見られるように、一応の蜜月状態にあるように見える。しかし、市民的自由に対する経済権力の支配・抑圧は、現代的な人権問題の一つの相である。まして、さきに述べたように、そこに国家権力の「放任・正当化」の契機が働けば、両者の「蜜月」が一瞬にして崩壊することは確実である。

むすびにかえて

問題の相貌はきわめて多様かつ絶えなき変化の中にある。紙数も尽きたので、むすびにかえて、以下を指摘しておくにとどめる。

なるほどインターネットというキー・ワードが、憲法上、本来のコミュニケーションの自由を現実化する手段であるとしても、それは繰り返し述べてきたように「通信回線に接続できれば」の話であり、それは公的、私的いずれのセクターによって設置されるものであったとしても、そもそも一般の市民の個人的努力で調達可能なものではない。すなわち、一定の社会的な制度が整備されて初めて、利用者として一般の市民が接続することが可能になるのである(11)。一般にこれをユニバーサル・サービスの提供と呼ぶ(12)が、この種のインフラの整備を精神的自由権のいかなる要素として考慮に入れるかは、今後重要な問題たらざるをえない。浜田純一も指摘するように、これには一種の生存配慮的な要素もあるが、はたして「健康で文化的な……生活」をうたう日本国憲法の解釈論や人権体系論の中で、これを整合的に理解することができるかどうかは、なお課題たらざるをえない。

その条件をクリアしたとき、ネットワークでは一介の個人も政府も対等な「ホスト」としてふるまうのが現実であり、それは決して、いうところの「仮想の」ものではない。また一方、暗号技術の現状は、地球上のいかなるコンピューターをもってしても解読不可能な水準にまで達してしまった。思うに、従来の憲法論における国家と個人との関係は、現実には対等でないがゆえに対等として取り扱うことを命ずるものであった。しかしながら、部分的とはいえ、現実には国家と対等にふるまう個人、国家がいかなる手段をもってしても覗き見ることのできない領域を備えた個人が登場してしまったのである。すなわち、「強い個人」(樋口陽一)の姿が、ついにはそのような水準に達してしまったとき、人権論はいかなる姿を見せるのであろうか。

すでに、樋口陽一は「強い個人」どころか「強過ぎる個人」がもたらす弊害について述べている(13)が、彼らは別の面で、「弱い個人」の心性しか持ち合わせていないことすらまある。あるいは世上喧伝される、ネットワーク上における無法状態の源は、そのような個人の「不均等発達」にあるのかもしれない。冒頭の立言に戻るとすれば、現状を顧みるに、とうてい過渡期の一時的混乱とは思われず、むしろパンドラの匣を開けてしまったのではないか、との懸念を払拭できない。しかし、いったん解放されたコミュニケーションの道具、それも憲法上特段の意味をもつ道具を永遠の眠りにつかせるのは、ある意味で憲法原理そのものも眠りにつかせることを意味しないか。してみると、われわれは、今こそ憲法原理の普遍性を、未来に向けて実証すべき正念場にさしかかっているといえなくもない。

註

(1) 日本における「情報化社会」論の特色について、小松崎清介は、1960年代末以来の未来学ブームの中からそれが生まれ、「『情報化』や『情報化社会』論をいわばアカデミックな定義を厳密に行うなどという状況ではなかった」こと、むしろ「学際的な雰囲気の下で、多様な価値観を持つ専門家の間でコンセンサスを得るためには、むしろ定義にあいまいさを残した方がよいと考えられた」と指摘している(デビッド・ライアン(著)小松崎清介(監訳)『新情報化社会論』[コンピュータ・エージ社・1990年]6頁)。

(2) 坂本義和「相対化の時代」『世界』1997年1月号(加筆して、『相対化の時代』[岩波書店・1997]第1章に所収)。

(3) ただし、そのような規制ないし利益誘導手法もまた、言論規制立法の役割を果たすことがあることに注意しなければならない。たとえば、浦部法穂「アメリカの独占資本と最高裁(1-2完)」『国家学会雑誌』85巻1-2号(1972)、同「新聞独占と表現の自由」『神戸法学雑誌』23巻3-4号(1974)。

(4) これら「放送」に対する特別扱いの理由については、浜田純一『メディアの法理』[日本評論社・1990年]145頁以下、参照。

(5) 1989年末、CATV向け番組供給会社8社が運営する共同番組配信サービス組織であるスカイポートセ

ンター(SPC)が、通信衛星を利用して一般家庭へ向けて番組を配信する計画を発表したことを発端とする問題。SPC側は「アンテナが一つでもケーブルが分配されてテレビ端末が複数の場所に存在し、ことなる人物が視聴するとCATV施設になりうる」(1990年1月24日付日本経済新聞)こと、受信者と個別に契約することから通信事業である、と主張していた(1990年1月30日付日本経済新聞)。放送界はこの動きに強い反発を示したが、背景には、通信衛星経由のCATV向け配信事業が採算割れを起こしていたことがあり(1990年1月26日付日経産業新聞)、この一件が委託放送事業導入を急がせることにつながった、ともいわれている。

(6) 郵政省放送行政局(監修)『放送政策の展望』[財団法人電気通信振興会・1987]50頁。

(7) DBS原則1982年については、山本草二「<参考記録>DBS原則1982年国連総会決議について」、芦部信喜(編)『共同討議 ニューメディア時代の放送制度像』[日本放送出版協会・1986]253頁以下、参照のこと。なお、この決議において、当然のように、「衛星放送を行う国の権利」などと書かれていることに注意。

(8) 委託放送事業制度とは、1989年の放送法改正によって、放送法2条1号の3として加えられたもので、「他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行なわれるもの」。既存の放送事業者が、電波を発射する施設としての無線局を所有すると同時に、番組制作者でもあったのに対し、この放送サービスにおいては、電波を発射する施設を保有する受託放送事業者(番組の制作は行なわない)と、受託放送事業者に放送番組の放送を委託する(無線局を保有しない)委託放送事業者とに分かれる。したがって、受託放送事業者は、電波法の規定にしたがって、受託国内放送を行なう人工衛星の無線局の免許を取得する必要があるが、委託放送事業者に対しては、免許ではなく、郵政大臣の認定＝「一定の基準に適合することについての確認行為」が必要である。ところが、事実上、これは1960年代に厳しい批判にあつて挫折した「事業免許制度」にほかならず、国家による内容規制であつて、憲法違反の疑いが濃い(花田達朗『公共圏という名の社会空間』[木鐸社・1996]143頁、拙著『現代メディア法研究』177頁以下、参照)。

(9) おそらくそれを象徴するのが、GNU GPL(GNU General Public License:GNU 一般公有使用許諾:なお、GNUとは、GNU is Not UNIX!の略とされる)の存在である。プログラム、ソフトウェアに対する著作者の排他的支配権を否定し、ソフトウェアの複製物を自由に頒布できること、入手したソフトウェアを変更したり、新しいプログラムの一部として使用できる自由を保障すること等を目的とする。この背後には、人類の歴史に沿って積み上げられてきた知的財産を排他的に支配することに対する反発があり、単なる「無料の(free)」なソフトウェアを提供することが目的ではない。なお、インターネットのバックボーンを支えるUNIX系のOperating SystemにはGNU GPLの適用を宣言するものが多く、無償提供されて広く流布することに加えて、その保障する改良の自由がインターネットの技術革新の速さを支えている、ともいわれる。

(10) 暗号技術の中で現在もっとも注目されているのが、公開鍵暗号方式と呼ばれるものである。この方式では、利用者は秘密鍵と公開鍵の一組の鍵データを作成しておき、あらかじめ公開鍵を公開鍵サーバーに登録するか、キー・パーティーの場を通じて、メッセージを送ろうとする人々に周知させておく(もちろん、秘密鍵は誰にも知られてはならない)。この方式で、メッセージを暗号化して送信しようという場合、送信者は受信者の公開鍵を使って暗号化する。暗号化されたメッセージは受信者に送られ、自分だけが知っている秘密鍵を使って平文に復号する。

逆に、送信者が自分の秘密鍵で暗号化したメッセージを、受信者が送信者の公開鍵で復号すれば、間違いなく送信者本人が送信したメッセージであることを認証できる。これが電子署名とか電子認証(日本的な感

覚では、「電子印鑑証明」)であり、それゆえに、暗号ソフトウェアが電子商取引の中核技術であると目され、世界各国で激しい開発合戦が始まっている。

ところで、暗号の強度を決めるのにはいろいろな要素があるが、特に重要なのが鍵の長さ(何桁の数字からなる鍵を使うか)である。これら暗号ソフトの中でもっとも有名なのが、PGP(Pretty Good Privacy)である。これは、自身熱心な反核活動家であるフィル・ジーマーマンによって、FBI や CIA による盗聴活動を無力化する目的で開発された。その強度は、「1秒間に 10 億個の異なる鍵を試すことができるコンピュータが存在するとして、そのようなコンピュータが 10 億台あったとしても、すべての IDEA 鍵を試すには 1013 年かかることになる(この年数は、 1.2×10^{10} 年と推定されている宇宙年齢の約 1000 倍である)」(Simson Garfinkel 『PGP ——暗号メールと電子署名』[O'Leilly Japan・1994] 39 頁)とされる。つまり、現実には解読不可能ということの意味する。治安・国防上、国家に知りえない領域が生ずることを恐れる一方で、未来の商取引・金融取引の主導権は離したくないという矛盾が、アメリカにおける暗号製品にかかわる輸出規制の問題や、ドイツにおける Kryptostreit(暗号紛争)といわれる事態の背後には横たわっている。

(11) 拙稿「現代的言論状況の一断面——「社会的装置」の整備を待ってはじめて実現する精神的自由界の存在についての一考察」『石村善治古稀記念論集 法と情報』[信山社・1997]参照のこと。

(12) 浜田純一「『ユニバーサル・サービス』と情報に対する権利」『ジュリスト』1057号(1994)、参照。

(13) 樋口陽一『一語の辞典 人権』[三省堂・1996]